

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例  
の改正に対する意見とその回答（市町村）

平成24年1月10日  
水・大気環境課

意見 番号	項目	市町村名	意見等の内容	県の考え方
1	設置が義務付けられる浄化槽型式の見直しに関する意見	郡山市	<p>(1)「窒素・りん除去型浄化槽」の設置義務づけは水環境の保全のためやむを得ない。 設置義務付けされた住民にとって、同浄化槽の設置・維持管理に要するコストは従来の浄化槽と比べ高くなると思料される。 県の維持管理費用に関する補助制度の創設を要望する。</p> <p>(2)水環境の保全を目的としている郡山市湖南地区特定環境保全公共下水道事業に対しても県費の増額を要望し、接続率の向上に繋がる県の補助制度の創設を要望する。</p>	<p>(1)市町村内の区域におけるし尿も含む生活排水の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき市町村の責務において、計画を策定し、実施することとされている。 このような趣旨を御理解の上、市町村においては、下水道処理区域、農集排処理区域の住民負担との平準化が図られるよう対応をお願いしたい。</p> <p>(2)下水道課より以下のとおり回答があった。 下水道処理場の高度処理施設整備事業に対しては、国費を除いた額の3/4の県費補助を実施している。 接続率向上のための補助制度等については、新設が困難な状況である。</p>

意見 番号	項目	市町村名	意見等の内容	県の考え方
2	設置が義務付けられる浄化槽型式の見直しに関する意見	猪苗代町	<p>(1)猪苗代湖の水質の保全について上流に住む県民の犠牲により達成されるものであってはならない。 上流に住む県民の負担を無くすため、県の財政支援が必要である。 適正な維持管理を行い猪苗代湖の水質保全を図るためには県からの維持管理に対する財政支援が必要である。</p> <p>(2)本条例改正の趣旨及び県民の負担増加額等を明確にして県民及び関係者への周知徹底を図ることが必要である。</p>	<p>(1)意見番号1(1)の理由と同様。</p> <p>(2)本条例の趣旨については、11月1日よりパブリックコメントを実施し、周知を行い、県民の意見を求めている。 県民の負担増加額については、社会情勢により変動することが想定され、一律に設定することは困難であるが、維持管理に当たり、新たに必要とする事項については、市町村、維持管理業者、(社)福島県浄化槽協会などの協力を得て、周知徹底を図っていきたいと考えている。</p>